

いじめを生まないために



いじめの未然防止

★ いじめはどの子どもにも起こりうるものです。多くの子どもが被害者も加害者も経験しているということを踏まえ、児童生徒の尊厳を守り、全ての児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことから始めていく必要があります。

学校の教育活動全体を通じた豊かな心の育成

- ◇ 社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。
- ◇ 児童生徒の発達段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それが様々な場面で具体的な態度や行動に現れるようにするために行われる取組を推進します。
- ◇ 児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進します。
- ◇ 生命や自然を大切にすることや他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験等の様々な体験活動を推進します。

児童生徒の主体的な活動の推進

- ◇ 児童会・生徒会において、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を置くなどして子ども同士で悩みを聞き合う活動等、子ども自身の主体的な活動を推進します。

「いじめ防止基本方針の策定について」(平成 25 年 10 月 11 日文部科学省通知)より